

## 税

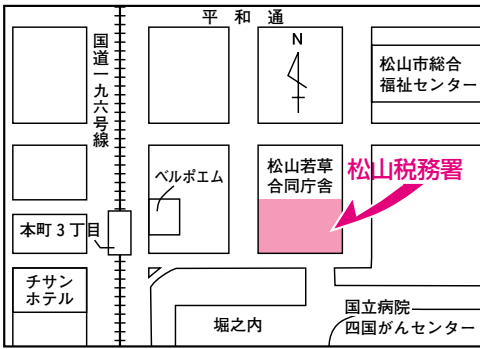
**還付を受ける確定申告は1月からできます。お早めに！**

平成15年分の所得税の払戻しを受ける還付申告については、平成16年1月から松山税務署で受け付けています。2月16日(月)からの確定申告期間中は大変混み合いますので、還付申告の方は、必要書類が整い次第ただちに申告されることをぜひおすすすめします。

問い合わせ

松山税務署

☎941-9121



## 年金

**新成人の皆さん  
国民年金の加入手続  
を忘れずに！**

成人を迎えられた皆さん、おめでとうございます。いきなり「大人として」と言われても、まだピンとこないかもしれませんね。でも、これから将来の生活に欠かせない準備のひとつに「国民年金」があるのを、皆さんはご存知ですか？

国民年金は、国が責任を持って運営する公的な年金制度で、日本に住む20歳から60歳までのすべての方が加入することになっています。20歳になると自営業者や学生などは第1号被保険者に、サラリーマンや公務員は、厚生年金や共済年金に加入すると同時に第2号被保険者に、そして、その第2号被保険者に扶養されている配偶者は、第3号被保険者として加入することになります。

国民年金は、やがて必ず訪れる長い老後に、安定した収入を約束してくれるものです。それは、支給される年金額を物価の変動にあわせて改定するため、年金額の実質的な価値が変わらないうえに、何歳まで生きようとも、終身にわたり支給されるものだからです。

貯蓄や一般の個人年金にはない、このようなことができずとも、国民年金がすべての方が加入する社会保険方式をとり、今、働いている現役世代が支払う保険料で、高齢者世代の年金を賄う仕組みだからです。

また、国民年金は、病気やケガなどで障害が残ったり、不幸にも亡くなられた際などにも、支給要件があります。つまり、老後の所得保障だけに限らず、人生の思いがけない「万一」についてもサポートしているのです。

加入の手続は、第1号被保険者になる方は役場で、第3号被保険者になる方は、配偶者の勤務先で行うこととなります。なお、第2号被保険者となる方は、厚生年金などの加入手続にあわせて行いますので、個別の手続の必要はありません。

第1号被保険者や第3号被保険者になる方は、ご自身で

手続する必要がある。20歳になったら忘れずに手続をお願いします。そして、将来の生活保障の確保のためにも保険料の納付を、併せてお願いします。

問い合わせ

役場町民課年金係

☎985-4106

## 下水道

**公共下水道  
処理開始区域に  
お住まいの皆さんへ**

公共下水道処理開始区域にお住まいの方には、次のような法的義務があります。

1 土地の所有者、使用者、占有者は、遅滞なくその土

地の汚水を公共下水道に流入させなければなりません。2 汲み取り便所を設けている建物は、3年以内に公共下水道に直結された水洗便所にするともに、その他の汚水も公共下水道に流入させなければなりません。

3 建物の新築及び増改築(建築確認が必要なもの)の際には、公共下水道に直結された便所にするともに、その他の汚水も公共下水道に流入させなければなりません。

処理開始区域にお住まいで、まだ排水設備工事をされていない方は、一日も早く、排水設備工事に着工されるようお願いいたします。

問い合わせ

役場下水道課業務係

☎985-4126

## 住宅ローン返済でお困りの方へ

住宅金融公庫では、①不況による倒産など勤務先等の事情により返済が困難になり、②年取倍率(年取/公庫への年間総返済額)が4倍以下で③返済条件の変更で今後の返済を継続できる方について、返済期間15年間を延長するなどの救済措置を講じています。

問い合わせ

返済中の金融機関  
住宅金融公庫四国支店

☎087-825-0514